

平成 20・10・31 関東第 44 号

平成 20 年 11 月 18 日

社団法人東京電気管理技術者協会 会長 殿

関東経済産業局長



「冬季の省エネルギー対策について」

日頃より、経済産業行政にご理解・ご協力いただき、御礼申し上げます。

上記の件について、平成 20 年 10 月 27 日に省エネルギー・省資源対策推進会議が開催され、別添のとおり決定されましたのでお知らせします。

貴協会におかれましても、省エネルギー国民運動の強化についてご理解いただき、冬季の省エネルギー対策の推進に一層のご協力をお願いするとともに、職員の方々及び会員への周知方よろしくお願いいたします。

平成20年10月29日
資源エネルギー庁

冬季の省エネルギー対策及び冬期の節電の御協力について

平素より大変お世話になっております。

この度、平成20年10月27日に省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議を開催し、「冬季の省エネルギー対策について」を決定いたしました。つきましては、当該関連文書を同封させていただきますので、よろしく御査収の上、省エネルギーに取り組んでくださるようお願い申し上げます。

また、冬期は暖房需要の増加により電力需要が増加するため、安定供給の観点から、可能な限り電力需要を節減することが重要です。つきましては、「特に心がけていただきたい冬期の節電活動」も併せて同封させていただきますので、この冬の節電に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【今回同封する文書】

- ① 冬季の省エネルギー対策について
- ② (参考) 「冬季の省エネルギー対策について」主な取組
- ③ 特に心がけていただきたい冬期の節電活動

【お問い合わせ先】

＜文書①・②＞

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課

TEL: 03-3501-1728、FAX: 03-3580-5308

土屋、鈴木

＜文書③＞

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

TEL: 03-3501-2503、FAX: 03-3580-8492

田上、宮本

冬季の省エネルギー対策について

平成20年10月27日

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

1. 燃料資源の有効利用による持続的経済成長と地球温暖化防止という双方の要請に応えるためには、省エネルギー対策を着実に実施することが必要である。特に、オイルショック以降大幅に増加した民生・運輸部門を中心にエネルギー需要への対策が課題となっている。また、新興国の経済成長による世界的な需給ひっ迫という構造的な変化によって世界的な資源・エネルギー価格の高騰が続いており、家庭、企業、地域など国民全般に対して厳しい生活を強いている。政府としては、国民にとって安心のできる生活の実現を目指し、各府省が連携して対策を講じているところである。現下の不安定な世界経済状況及び構造的な資源・エネルギー価格高騰の構造的要因に対処するためには、省エネルギーのより一層の推進が重要である。

2. 地球温暖化防止問題については、今年7月に開催された北海道洞爺湖サミットにおいて、温室効果ガス排出量を2050年までに半減させる長期目標を世界全体の目標として採択を求めることで一致しており、世界的にも低炭素社会の実現が望まれている。併せて、本年4月より京都議定書第一約束期間が本格的に始まったところであり、温室効果ガス排出量6%削減約束を確実に達成するため、京都議定書目標達成計画に基づいた各施策の着実な実施が強く求められている。

また、平成20年5月に公布された「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正省エネ法」という。）では、事業者単位でのエネルギー管理を義務づけることとしており、中小規模の事業場を多く設置する事業者を新たに義務の対象に加えるとともに、事業者の経営判断に基づく効果的な省エネルギーの取組推進を行っている。同時に、「省エネルギー国民運動の強化について」（平成19年11月29日、省エネルギー・省資源対策推進会議決定）に基づき、家庭等における創意工夫に基づいた省エネの実践、製造事業者・家電小売事業者等における省エネ家電の性能についての積極的な情報提供、業界所管省庁による業界へのエネルギー管理徹底の呼びかけなど、家庭・業務部門における省エネルギー国民運動の強化を行い、省エネルギー対策の一層の推進を図っている。

3. 政府としては、今般、エネルギー消費が増大する冬季に向けて、暖房中の室温を政府は19℃、民間は20℃とすることの徹底、省エネ家電普及促進フォーラムによる省エネ家電普及促進ウィーク期間中における積極的な省エネ家電の選択・購入や照明機器の購入に当たっての白熱電球から電球形蛍光灯への切替え、及びグリーンクリスマスフェスタ期間中における積極的なグリーン電力証書の活用を始めとする別添の「冬季の省エネルギー対策について」を決定することにより、その各項目に沿った省エネルギーの実践、省エネルギー普及広報の実施等を通じて、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組の推進を図ることとする。

冬季の省エネルギー対策について

I 政府としての取組

1. 政府としては、「京都議定書目標達成計画」、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府の実行計画）」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく基本方針及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下、「環境配慮契約法」という。）」に基づく基本方針（平成19年12月7日閣議決定）等を踏まえ、自らが一層の省エネルギーを進める観点から、以下の(1)～(20)に掲げる事項等を着実に実施することとする。これとともに、地方公共団体等に対し同様の取組を行うよう強く協力を要請する。
 - (1) 暖房中の室温は19℃を目途に過度にならないよう適切な調整に努める等、エネルギー消費についてきめ細やかな管理を行うこと。なお、コンピューター室の冷房についても、コンピューターの性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努めること。また、執務室で快適に過ごせるよう「ウォーム・ビズ」を心がけること。
 - (2) 電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等。）を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうち、上記資格を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式（裾切り方式）を活用する等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。
 - (3) 席を外す際にはパソコンをこまめにシャットダウンし、退庁時には、業務に支障のない範囲で、プリンター等のOA機器、電気ポットや照明の電源を消す等、電力消費軽減に努めること。また、冷蔵庫や電気ポット等執務室で使用している電化製品の利用に当たっては、数の集約を図るとともに、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費の少ないものを選択すること。これらの機器の新規の購入に当たっても同様とすること。
 - (4) 昼休みは、業務上特に必要な箇所を除き、一斉消灯するとともに、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底すること。廊下・ロビーなど共用部分の照明についても、業務に支障のない範囲で消灯を実施すること。また、庁舎等で使用している白熱電球については、技術的制約等の特段の支障がない限り原則的に全て電球形蛍光灯等のより消費電力の少ないものに切替えを推進すること。

- (5) エレベーターは、省エネルギー性能の高い機種への切り替えや、運転台数を業務に支障のない範囲で削減し、極力階段を利用する等、省エネルギーに努めること。
- (6) 庁舎内の自動販売機については、設置台数の見直しを行うとともに、トップランナー基準を満たしている機種を設置するよう努めること。加えて、可能な限り照明の消灯に努めること。
- (7) 一般公用車については低公害車の導入比率100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても、数値目標を掲げて低公害車化を図ること。さらに、入札に付する契約については、購入価格及び環境性能を総合的に評価し、もっとも優れた者と契約する等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。また、クリーンエネルギー自動車については率先導入すること。
- (8) 公用車等の効率的利用等を極力図るとともに、併せて職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努めること。このため、霞が関の中央官庁において、毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する「霞が関ノーカーデー」の実施や公用車の共同利用等の対策に重点的に取り組むこと。有料道路を利用する公用車については、ETC車載器を設置すること。加えて、運転手及び職員への省エネルギー運転講習の実施などを通じて、エコドライブ(やさしい発進、いわゆる「ふんわりアクセル『eスタート』」、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、無用なアイドリングをしない、タイヤの空気圧を適正に保つなど確実な点検・整備等)の積極的な実践を推進すること。また、通勤時や業務時の移動は、鉄道・バス等の公共交通機関の利用を推進すること。
- (9) 霞が関において自転車の共同利用を積極的に導入するとともに、利用しやすい環境となるよう利用手続等に配慮すること。
- (10) グリーン庁舎の整備を推進するとともに、グリーン診断に基づき、省エネ改修を重点的に実施すること。また、省エネルギーに資する適正な施設の運用管理を徹底すること。なお、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する方式(環境配慮型プロポーザル方式)を採用すること。
- (11) 地方支分部局を含めた全ての庁舎を対象に、可能な限りESCO(※ Energy Service Company)事業を活用した省エネルギー改修を進めるため、「政府実行計画における庁舎ESCO促進のための簡易ESCO診断実施基準」(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)に基づき、既にグリーン診断が行われている庁舎についても、改めて簡易ESCO診断を実施し、可能な限り幅広くESCO事業を導入すること。なお、ESCO事業の検討に当たっては、環境配慮契約法により

国庫債務負担行為について10年に延長されたことに留意する。

- (12) 地方支分部局を含めた庁舎や公務員宿舎に太陽光発電、高効率給湯器、高効率空調機、燃料電池、複層ガラスや二重窓などの高断熱窓・サッシ、BEMS等のエネルギー消費効率を改善するための設備、機器等を可能な限り幅広く導入すること。
- (13) バイオマス燃料、都市ガス等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。
- (14) フロア、部屋等で照明、OA機器等のエネルギーの使用状況が定期的に把握できる仕組みの導入を検討するなど、職員の省エネルギーへの実践意識を高めるよう努めること。
- (15) 政府が主催するイベント等の実施にあたっては、会場の暖房の温度設定の適正化を行うなど、省エネルギーに努めるとともに、イベント、会議等を民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用を努めること。また、政府が後援等をする民間のイベント、会議等についても、同様の取組が行われるよう促すこと。
- (16) その他、コピーの節減や業務の効率化等、エネルギー使用の合理化に努めること。
- (17) 「省エネルギー国民運動の強化について」（平成19年11月29日、省エネルギー・省資源対策推進会議決定）に基づき実施される各種取組において、関係府省庁間の連携強化に努めること。
- (18) 以上のようなエネルギーの使用の合理化の措置を講じることにより、国の各行政機関におけるエネルギー使用量を前年度冬季（11月～3月）比の削減に努めること。
- (19) 政府は、改正省エネ法の適切な運用を実現すべく、関係業界に対し同法の導入に伴う事業者単位でのエネルギー管理体制の構築など周知徹底に努めること。
- (20) 政府は、「Ⅱ 産業界及び家庭など国民に対する協力要請」に掲げた各事項について国民への周知徹底を図るため、政府関係機関、関係団体、関係業界、地方公共団体、NPO等に対して、これらの機関・団体が産業界や家庭などに省エネルギーの呼びかけを行うよう協力を要請する。また、別紙1の「冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動」を中心として、幅広く普及活動に努めること。

政府は、以上の対策について、その効果を把握し、その後の対策に活かすため、アンケート調査等により実施状況のチェック・アンド・レビューを行う。

2. 政府は、省エネルギーが新しい積極的なライフスタイルであるというイメージの構築を図るとともに、そのようなライフスタイルを子供たちや若い世代が受け入れられるよう広報の実施やエネルギー教育の実施等を図る。

(1) 国民にとって省エネルギーが、我慢、節制という消極的なイメージ（生活像）ではなく、21世紀における新しい積極的なライフスタイルであるというイメージの構築を図る。食生活、ファッション、住環境等の行動様式等について、パンフレットや出前講座等による情報提供を通じて、その実践・普及を図るなど、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図り、省エネルギー型の新しいライフスタイルの定着を図る。

(2) 子供たちや若い世代が、エネルギー問題と社会経済システムやライフスタイルとの関わりについて理解を深め、省エネルギーに向けた行動を実践する態度を身につけられるよう、エネルギー教育の観点から広報を充実するとともに、学習機会の提供などエネルギー教育の充実を図る。

学校、企業等の場においても、地球温暖化等の地球環境問題をも踏まえ省エネルギーの重要性についての理解を深めるために、教育や取組を行うよう協力を求めるとともに、教育関係者が適切な省エネルギーに関する知識を身につけられるよう情報提供を充実する。

(3) 政府は職員に対し、家庭等の日常生活において、省エネルギー型のライフスタイルを実践するよう意識の醸成を図るための取組を行う。

Ⅱ 産業界及び家庭など国民に対する協力要請

1. 工場・事業場関係

(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づくエネルギーの管理の徹底を図ること。また、平成20年5月に成立した改正省エネ法における事業者単位でのエネルギー管理などへ速やかに対応することができるよう努めること。

工場及び事業場にあつては、省エネ法に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の遵守に努めること。業務部門のエネルギー需要の増加を踏まえ、特に、飲食料品小売業、一般飲食店、病院、宿泊業、社会福祉・介護事業、学校、各種商品小売業等業務部門の事業所においては、「省エネルギー国民運動の強化について」に基づき作成した「省エネルギー実施要領」(URL: <http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080804/080804.htm>) を活用し、エネルギー管理の徹底に努めること。

(2) 自主的な省エネルギーへの取組を推進すること。

社団法人日本経済団体連合会の経団連環境自主行動計画の対象者にあつては、その

実現に向け、工場・事業場において経済的・技術的に最高水準の省エネルギー設備の導入や設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。また、同計画の対象外の者にあっても、自主的・計画的に省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。

(3) E S C O事業の活用を含めエネルギー診断の実施を検討すること。

自らの工場・事業場について、更なる省エネルギーの可能性を客観的に把握するため、エネルギー消費設備が効率よく運用されているかどうか等について、包括的な省エネルギーサービスを提供するE S C O事業の活用を含め、省エネルギーに関する診断の実施を検討すること。

(4) 温室効果ガス排出の少ない燃料の使用等に努めること。

バイオマス燃料、都市ガス等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

(5) 省エネルギー研修の機会の提供に努めること。

従業員やエネルギー管理を委託している業者に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけるための研修・講習・シンポジウム等への参加機会の提供に努めること。

2. 業務・家庭関係

ア 家電機器等エネルギー消費機器

(1) エネルギー消費機器に関する情報提供等に努めること。

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、機器のエネルギー消費効率を消費者にわかりやすく示すとともに、機器がエネルギー消費の削減にどのように役立つのか、どのような使い方が最もエネルギー使用量が少ないかきめ細かな情報提供、表示に努めること。

(2) エネルギー消費機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、「エネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にする」というトップランナー方式に基づいた機器の省エネルギー基準を踏まえ、自ら製造・輸入する機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

(3) 機器の待機時における消費電力の削減に努めること。

家電機器、OA機器、自動車等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、必要なエネルギーを必要な時に効率よく使うという観点に立ち、自ら製造・輸入する機器の待機時における消費電力の削減に努めること。

(4) 省エネルギーに関する適切な情報提供に努めること。

小売事業者においては、販売店による情報提供も消費者の機器購入に当たっての重要な判断要素となることから、統一省エネラベル等を活用する等により、消費者に対して、機器のエネルギー消費効率や、エネルギー消費効率の高い機器がエネルギー消費の削減にどのように役立つのか、どのような使い方が最もエネルギー使用量が少ないかについて省エネルギーに関する適切な情報提供に努めること。一般消費者に対するエネルギー供給を行う事業者においては、消費者のエネルギーの使用状況や機器の使用方法的工夫による省エネルギー効果等一般消費者が行う省エネルギーの取組に資する情報提供に努めること。

(5) イベント、会議、夜間照明等におけるグリーン電力の活用に努めること。

グリーンクリスマスフェスタ（平成20年11月下旬から1ヶ月程度）期間中におけるイルミネーション等への積極的なグリーン電力証書の活用を始め、イベント、会議、夜間照明等を行う際に、可能な場合にはグリーン電力証書の活用に努めること。

(6) エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入に努めること。

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考としつつ、エネルギー消費効率の高い機器を選択すること。特に、エアコン、冷蔵庫、テレビの購入に当たっては統一省エネラベルによる省エネ性能表示に留意し、エネルギー消費効率の高い機器を選択すること。その際、必要に応じて省エネ型製品普及推進優良店の活用や省エネ家電普及促進フォーラムの活動、特に省エネ家電普及促進ウィーク（平成20年11月21日から平成20年12月31日）を活用し、ウィーク期間中における積極的な省エネ家電の選択・購入に努めること。

(7) 白熱電球から電球形蛍光灯への切替えに努めること。

照明機器の購入に当たっては、白熱電球から電球形蛍光灯へ代替可能なものについて原則切替えに努めること。

(8) 国際エネルギースターロゴの表示がある機種等の導入に努めること。

パソコン等のOA機器を購入する際には、待機時消費電力が削減された製品に付される国際エネルギースターロゴの表示がある機種又はこれと同等以上の効率を有する機種の導入に努めること。

(9) エネルギー消費機器の利用の際には、省エネルギーに努めること。

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の利用に当たっては、必要性に応じた容量の選択等、機器の特性に応じた合理的な使用に心掛けるとともに、不要時にはこまめに電源を切る等、省エネルギーに努めること。

- (10) 家庭等において把握している省エネ方法について、実践を図ること。特に、家庭・オフィスにおいて、省エネナビ等のエネルギー消費量を見える化できる機材等を用いたエネルギー使用量の把握に努め、省エネルギー活動の可能性について検討を行い、省エネチェック表（別紙２）を参考とした実践に努めること。

また、省エネアイデアの実践やその効果を評価する「省エネコンテスト」や、「地球温暖化対策一村・一品知恵の環づくり事業」などへの積極的な参加を通じて家庭等における創意工夫に基づいた省エネの実践にも努めること。

イ 住宅、ビル等について

- (1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のため、的確な設計及び施工を行うこと。

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、外壁・窓等を通しての熱の損失の防止を図るため、省エネ法に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減などの的確な設計及び施工を行うこと。

- (2) エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となる設備の設置等を行うこと。

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、設備に係るエネルギーの効率的利用を図るため、省エネ法に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となる設備の設置又は適切な改修を行うこと。

- (3) 夜間照明等におけるグリーン電力の活用にも努めること。

ビル等で夜間照明を行うに当たっては、可能な場合にはグリーン電力証書の活用にも努めること。また、グリーンクリスマスフェスタ（平成２０年１１月下旬から１ヶ月程度）期間中におけるイルミネーション等への積極的なグリーン電力証書の活用にも努めること。

- (4) 温室効果ガス排出の少ない燃料の使用等にも努めること。

バイオマス燃料、都市ガス等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用にも努めること。

- (5) 既設の設備の更新や改善、建築物の維持保全等を行うこと。

住宅、ビル等の所有者は、既設の設備の更新及び改善、付加設備の導入等にも努める等、使用状況に応じた効率の良い設備を設置すること。

また、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び設備に係るエネルギーの効率的利用の観点から、住宅、ビル等の適正な維持保全を行うとともに、性能の向上を図るため、改修その他の所要の措置についても検討すること。

特に、窓ガラスやサッシに関して、消費者が窓を購入する際に断熱性能の高い製品

を容易に選別できるよう、その省エネ性能を星印により等級表示する制度（以下、断熱性能表示ラベル）を開始していることから、窓ガラスやサッシの製造事業者等は断熱性能表示ラベルの活用を努め、消費者は購入に当たって断熱性能表示ラベルに留意するよう努めること。

- (6) 暖房中の室温 20℃を目途に適切に調整する他、照明、エレベーター等のエネルギー消費についてきめ細やかな管理を行うこと。

住宅、ビル等においては、適切な暖房温度の下で快適に過ごせるよう「ウォーム・ビズ」を励行し、暖房中の室温が 20℃を目途に適切に調整、業務に支障のない範囲で昼休み等における消灯、エレベーターの運転台数削減に努める等、エネルギー消費について適正な管理を行うこと。また、ビル等のエネルギー管理推進のため、事務所、店舗等とビル等の管理者、所有者との連絡を密にするための組織を整備するなど、エネルギーの管理について組織面での充実を図ること。また、屋外照明施設の深夜の消灯や減灯などの適切な点灯管理を行うとともに、白熱電球から電球形蛍光灯ランプなどへ代替可能なものについては原則切り替えに努めること。

- (7) ビル等におけるエネルギー管理の徹底を図ること。

省エネ法に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の遵守に努めること。

- (8) E S C O事業の活用を含め省エネルギー診断の実施を検討すること。

自らの事業場について、更なる省エネルギーの可能性を客観的に把握するため、エネルギー消費設備が効率よく運用されているかどうか等について、包括的な省エネルギーサービスを提供する E S C O事業の活用を含め省エネルギーに関する診断の実施を検討すること。

- (9) 省エネルギー研修の機会の提供に努めること。

従業員やエネルギー管理を委託している業者に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけるための研修・講習・シンポジウム等への参加の機会の提供に努めること。

- (10) I Tを活用したエネルギー需要マネジメントシステムの導入に努めること。

I Tを活用して、エネルギーの使用をとまなう機器について、最適に制御するための需要マネジメントシステムの導入に努めること。

- (11) 省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

事務の見直し等により残業を削減する等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

3. 運輸関係

(1) 省エネ法に基づくエネルギーの管理の徹底を図ること。

貨物（旅客）輸送事業者にあつては、省エネ法に基づく「貨物（旅客）の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物（旅客）輸送事業者の判断の基準」の遵守に努めること。

また、荷主にあつては、省エネ法に基づく「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー使用の合理化に係るエネルギー使用の合理化に関する荷主の判断基準」の遵守に努めること。

(2) 自ら製造・輸入する機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

自動車等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、「エネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にする」というトップランナー方式に基づいた機器の省エネルギー基準等を踏まえ、自ら製造・輸入する機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

(3) エネルギー消費効率のよいものを選択すること。

自動車の購入に当たっては、省エネルギー基準を踏まえ、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考としつつ、ハイブリッド車やアイドリングストップ車等の燃料消費効率の優れた自動車の導入に努めること。

(4) 物流の効率化を図ること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

(5) 公共交通機関の利用等の促進に取り組むこと。

通勤や業務時の移動及び休暇におけるレジャー等の人の移動に際しては、できる限り鉄道、バスなどの公共交通機関の利用を図り、近距離移動に際しては、徒歩や自転車での移動を図ること。道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

(6) 輸送機関における暖房温度の適正化に努めること。

鉄道、バス、トラック、自家用及び業務用自動車、航空機、船舶等の暖房中の室温は、20℃を目途に適切な調整に努める等、エネルギー消費について適正な管理を行うこと。

(7) エコドライブの実践等に加えて、自動車の利用をできる限り控えること。

自動車を利用する場合には、エコドライブ（やさしい発進、いわゆる「ふんわりアクセル『e スタート』」、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、無用なアイドリングをしない、タイヤの空気圧を適正に保つなど確実な点検・整備等）の実践、交

通渋滞の軽減に資するシステムの利用（例えばVICSの活用等）等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより、省エネルギーに努めること。

(8) 温室効果ガス排出の少ない燃料の使用等に努めること。

バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

4. その他

(1) 地域においては、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議を通じて各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図る等、地域の特性を踏まえた取組を推進すること。

(2) 省エネルギーに資する、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）に努めること。

(3) その他、エネルギーの使用の合理化を図ること。

○ 冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
内 閣 府	1. 政府広報を通じ、冬の省エネルギーの普及広報活動を行う。 2. パンフレット配布、ホームページ掲載等を通じ、省エネルギーの普及促進を図る。 3. 都道府県、関係団体に対し、冬季の省エネルギー対策の一層の推進について要請するとともに、省資源・省エネルギー国民運動地方推進会議等を通じ、省資源・省エネルギーの普及啓発の充実を図る。
総 務 省	1. 情報通信産業の関係団体等に対し、情報通信を活用した交通代替（テレワーク）や自動車交通の円滑化、物流の効率化など省エネルギーに資する情報通信利用の普及に努めるとともに、省エネルギーの一層の周知徹底を図るよう要請する。 2. 道路交通情報のきめ細かな収集と適切な提供等により交通流の円滑化を図り、省エネルギーを实践するため、3メディア対応型VICS対応車載機の普及促進を図る。 3. 「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）について、本省内、地方支分部局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図っている。
法 務 省	1. 本省内、地方支分部局等に対し「省エネルギー国民運動の強化について」及び「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）の推進に努めるよう周知徹底を図るとともに、本省内のポスター掲示、ホームページ掲載等を通じ、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の定着及び実践を図っている。 2. 中央合同庁舎第6号館においては、「冬季の省エネルギー対策」を定め、暖房運転開始前に省内部局等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図っている。
外 務 省	1. 本省内、関係団体等に対し「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）の重要性及び推進を周知徹底を図るとともに、本省内のポスター掲示等を通じ、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の改革及び実践を図っている。
財 務 省	1. 「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）について、本省内、地方支分部局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図っている。
文 部 科 学 省	1. 教育委員会及び関係機関等に対し、「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）の推進に努めること及び省エネルギーの重要性について周知徹底するとともに、学校における省エネルギー点検チェックリストを送付し、省エネルギー対策を効果的に実施するよう協力を要請する。 2. 「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）及び引き続き省エネルギー対策推進のための実施要領（パンフレット）のホームページ掲載を通じ、省エネルギーの普及促進を図っている。 3. 各都道府県・政令指定都市教育委員会に対して、経済産業省及び民間事業者と連携して、公民館等の社会教育施設等を活用した地域におけるエネルギー教育・啓発活動を推進している。 4. 大学等に対し、省エネルギー対策の手引き（「大学等における省エネルギー対策」）を作成し配布するとともに、「大学等における省エネルギー対策に関する研修会」を開催し、きめ細やかな省エネルギー対策の普及促進を図っている。
厚 生 労 働 省	1. 「省エネ総点検の日」に向けて、関係団体等を通じ、省エネルギーの周知に努め、また、普及広報活動も含め協力を依頼する。 2. 建築物環境衛生管理技術者講習会において、ビルの管理業務における省エネルギー対策に関する講義を行う。 3. 年次有給休暇の取得促進や長時間労働の抑制に向けて、「労働時間等見直しガイドライン」の周知啓発など国民的気運の醸成のための広報啓発活動に努める。

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
農 林 水 産 省	1. 農林漁業者等に対し、パンフレットの配布やインターネットによる情報提供、関係団体等を通じて、農林水産業における省エネルギー対策について普及広報を行う。 2. 農業者に対して施設園芸の省エネルギー生産管理の実践や農業機械の省エネルギー利用の推進について、利用マニュアルや生産管理チェックシートの配布、インターネットによる情報提供等を通じて普及促進活動を行う。 3. 漁業者等に対して、漁船の経済速度での運行、機関の適正な保守点検等の省エネルギー対策について漁協系統広報誌、インターネットによる情報提供等を通じて普及促進活動を行う。 4. 食料の輸送に伴う燃料の消費抑制にも資するため、地産地消の推進の普及啓発活動を行う。
経 済 産 業 省	1. 全国主要都市において、省エネルギーの街頭キャンペーン等を実施し、広く省エネルギーを呼び掛ける。 2. 本省及び地方経済産業局等においてパンフレット配布、ホームページ掲載等を通じ、省エネルギーの普及促進を図るとともに、関係団体等を通じ省エネルギーの周知徹底を図るよう要請する。 3. 民間団体等を通じて、 (1) 省エネルギーポスターを作成し、全国規模で官公庁、政府関係団体、関係業界、地方公共団体、学校等に貼付する。 (2) 機器のエネルギー消費効率等をわかりやすく一般消費者に示す「省エネ性能カタログ」を作成・配布する。 (3) 将来を担う子供たちの省エネルギー意識の定着・向上を図るため、省エネ教室等の省エネ教育関連イベントを全国で実施する。 (4) 家庭等において、エネルギー使用量をリアルタイムで掌握できるエネルギー使用量表示計（省エネナビ等）を用いて通常ベースの使用量、省エネルギーベースの使用量等の調査、情報提供を行い、その成果等について広く情報提供する。 (5) エコドライブの実践方法を広く情報提供すると共に、講習会及び教習会を実施する。 (6) その他、新聞広報、ホームページ、インターネット等による省エネルギー広報の強化を図る。 (7) ビルにおける省エネ手法を紹介したパンフレットの配布を行う。 4. グリーン物流パートナーシップ会議の活動を通じ、トラックの輸送効率化、国際複合一貫輸送、複数荷主によるモーダルシフト、3PL事業による物流の効率化等の取組みの普及・拡大を呼びかける。
国 土 交 通 省	1. (財) 建築環境・省エネルギー機構を通じ、省エネルギー基準やその計算方法等に関する「建築環境・省エネルギー講習会」を開催するとともに、「環境・エネルギー優良建築物マーク表示制度」、「環境共生住宅認定制度」を実施し、環境共生住宅巡回展を開催する。 2. 鉄道事業者に対し、省エネルギーに関するポスターを掲示する等広報に努めるように要請する。 3. ホームページ掲載等により、ガソリン自動車の燃費一覧の情報提供を行う。 4. グリーン物流パートナーシップ会議の活動を通じ、トラックの輸送効率化、国際複合一貫輸送、複数荷主によるモーダルシフト、3PL事業による物流の効率化等の取組みの普及・拡大を呼びかける。 5. 運輸事業者のグリーン経営（環境負荷の少ない事業経営）推進のための「グリーン経営推進マニュアル」（自動車、海事及び倉庫関係事業者向け）の配布、講習会の開催等を行う。 6. 道路交通情報のきめ細かな収集と適切な提供等により交通流の円滑化を図り、省エネルギーを実践するため、VICISの普及促進を図る。

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
環 境 省	1. 経済界をはじめとする各界と連携しながら、各種メディアを有機的に用いて、地球温暖化の危機的状況を伝えるとともに6つの具体的な温暖化防止の行動の実践を促す、「チーム・マイナス6%」を愛称とした国民運動を推進する集中キャンペーンを実施する。 2. 「チーム・マイナス6%」として、省エネルギーにつながる新しいライフスタイルへの転換や省エネルギー効果の高い製品への買換えなどを呼び掛ける。 3. 家庭におけるエコライフを推進するため、「我が家の環境大臣」で環境家計簿を提供するなどホームページやイベントを通じた情報提供を行う。
防 衛 省	1. 本省及び地方支分部局並びに関係団体に対し「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）の資料を配布し、その重要性及び省エネルギーの意義を周知徹底するとともに、ポスター、貼り紙の掲示、エコ・アイデアの募集を通じて意識高揚に努める等、省エネルギー対策の普及を図る。 2. 当省の環境保全の取組、家庭でできる省エネルギー対策等について省OA掲示板に掲載することにより、職員に対し周知を図る。 3. 庁舎内に設定温度等のポスターを掲示することにより省エネルギー対策を周知する。
警 察 庁	1. 関係団体に対し、経済運転や不要不急のマイカーの利用自粛等の普及広報活動を行うよう要請。 2. 都道府県警察に対し、経済運転・節約運転の方法、駐車違反の防止等について普及広報活動を行うよう要請。 3. 交通需要マネジメント施策等、省エネルギーに資する施策推進の普及広報に努める。 4. 道路交通情報のきめ細かな収集と適切な提供等により交通流の円滑化を図り、省エネルギーを実践するため、3メディア対応型VICSの普及促進を図る。 5. 燃料消費量及び二酸化炭素排出量削減の観点から、エコドライブ（やさしい発進、いわゆる「ふんわりアクセル『eスタート』」、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、無用なアイドリングをしないこと、タイヤの空気圧を適正に保つなどの確実な点検・整備等）の広報啓発を促進する。
金 融 庁	1. 「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）について、本庁内、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図っている。

省エネチェック表

省エネ項目		1台の年間節約金額	チェック欄
AIR CONDITIONING			
1	冷房は28℃、暖房は20℃を目安に温度設定をしている。 ◆冷房時：エアコンの温度設定を27℃から28℃に ◆暖房時：エアコンの温度設定を21℃から20℃に ◆暖房時：ガスファンヒーターの温度設定を21℃から20℃に ◆暖房時：石油ファンヒーターの温度設定を21℃から20℃に	670 円 1,170 円 1,220 円 820 円	YES ☐ YES ☐ YES ☐ YES ☐
2	電気カーペットは部屋の広さや用途にあったものを選び、温度設定をこまめに調節している。 ◆部屋の広さや用途にあったものを選ぶ ◆設定温度を下げる	1,980 円 4,090 円	YES ☐ YES ☐
3	冷暖房機器は不必要なつけっぱなしをしないように気を付けている。 ◆冷房時(28℃)：エアコンを1日1時間短縮 ◆暖房時(20℃)：エアコンを1日1時間短縮 ◆暖房時(20℃)：ガスファンヒーターを1日1時間短縮 ◆暖房時(20℃)：石油ファンヒーターを1日1時間短縮	410 円 900 円 1,980 円 1,360 円	YES ☐ YES ☐ YES ☐ YES ☐
4	こたつはこたつ布団と一緒に敷布団と上掛けも使用し、温度設定をこまめに調節している。 ◆敷布団と上掛け布団 ◆設定温度調節	710 円 1,080 円	YES ☐ YES ☐
LIGHTING			
5	照明は、省エネ型の蛍光灯や電球形蛍光ランプを使用するようにしている。 ◆白熱球(54W)を省エネ型の電球形蛍光ランプ(12W)に替える	1,850 円	YES ☐
6	人のいない部屋の照明は、こまめな消灯を心がけている。 ◆蛍光ランプ(12W)：1灯あたり1日1時間短縮 ◆白熱灯(54W) 1灯あたり1日1時間短縮	100 円 430 円	YES ☐ YES ☐
ENTERTAINMENT			
7	テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにしている。 ◆25インチ(ブラウン管)：1時間短縮	700 円	YES ☐
KITCHEN			
8	冷蔵庫の庫内は季節にあわせて温度調整をしたり、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓に気を付けている。 ◆詰め込みすぎない ◆冷蔵強度を適切に(強→中)	960 円 1,360 円	YES ☐ YES ☐
9	冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置している。	990 円	YES ☐
10	冷蔵庫の扉は開閉を少なくし、開けている時間を短くするように気を付けている。気を付けている。 ◆無駄な開閉をやめる(50回/日→25回/日)	230 円	YES ☐
11	洗いものをする時は、給湯器は温度設定を出来るだけ低くするようにしている。 ◆温度設定を40℃から38℃に	1,320 円	YES ☐
12	煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用している。 ◆葉菜(ほうれん草、キャベツ)の場合 ◆果菜(ブロッコリー、カボチャ)の場合 ◆根菜(ジャガイモ、里芋)	960 円 1,030 円 940 円	YES ☐ YES ☐ YES ☐
13	電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜くようにしている。	2,360 円	YES ☐
14	食器洗い乾燥機を使用する時は、まとめて洗い温度調節もこまめにしている。 ◆手荒れと比較した場合	9,040 円	YES ☐
BATH & TOILET			
15	お風呂は、間隔をおかずに入るようにして、追い焚きをしないようにしている。	5,730 円	YES ☐
16	シャワーはお湯を流しっぱなしにしないように気を付けている。 ◆流しっぱなしにしない(1分間/回の短縮)	2,920 円	YES ☐
17	温水洗浄便座は温度設定をこまめに調節し、使わない時はふたを閉めるようにしている。 ◆使わない時にふたを閉める ◆便座の設定温度を1段階下げる ◆洗浄水の温度設定を1段階下げる	770 円 580 円 300 円	YES ☐ YES ☐ YES ☐

<i>CLEANING</i>		
<u>18</u>	洗濯する時は、まとめて洗うようにしている。 ◆まとめて洗濯する（定格容量の4割→8割）	3,950 円 YES ☐
<i>CAR</i>		
<u>19</u>	ふんわりアクセル「eスタート」を心がけている。	11,370 円 YES ☐
<u>20</u>	加減速の少ない運転をするように気を付けている。	3,980 円 YES ☐
<u>21</u>	早めのアクセルオフをするように気を付けている。	2,460 円 YES ☐
<u>22</u>	アイドリングはできる限りしないように気を付けている。	2,360 円 YES ☐
<u>23</u>	外出時は、できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用するようにしている。	— YES ☐
<i>ETC.</i>		
<u>24</u>	電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくしている。 ◆主電源を切り、プラグを抜く	3,300 円 YES ☐
<u>25</u>	電気、ガス、石油機器などを買う時は、省エネルギータイプのものを選んでいる。	8,700 円 YES ☐

（参考文献：「家庭の省エネ大辞典 2008 年版」）

家庭・オフィスでは「家庭の省エネ大辞典 2008 年版」も活用した、
より一層の省エネを実践しましょう！！

「家庭の省エネ大辞典 2008 年版」の詳細はこちら！！

家庭の省エネ大辞典

検 索



特に心がけていただきたい冬期の節電活動

空 調

- 暖房する場合、室温は20℃を目安に調整する。
- 暖房が不要なときには電源を切る。
- エアコンを購入するときは、省エネラベルを確認し、より省エネ性能がすぐれた製品を選択する。

照 明

- 不必要時のこまめな消灯に努める。
- 通路や窓際等使わない場所の照明の間引きに努める。
- 照明器具を購入するときは、省エネ型の電球型蛍光ランプを選択する。

電力消費機器

- 朝夕等の利用者が多い時間帯を除いて、エレベーターの運転休止に努める。
- 電気ポット、パソコン等を使わないときには、こまめに電源を切る。
- 冷蔵庫については季節に応じ庫内の温度調整を行い、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓する。
- 購入するときは、省エネルギー性能の高い機器を選択する。
特に省エネラベリング制度の対象であるものについては、ラベルを確認してから購入する。

(参 考) 「冬季の省エネルギー対策について」 主な取組

<業務・家庭関係>

- 暖房中の室温は20℃を目途に適切に調整するよう努めること
- 照明機器の購入に当たっては、白熱電球から電球形蛍光灯への原則切替に努めること
- イベント・会議・夜間照明等におけるグリーン電力の活用を努めること
- 窓ガラスやサッシの利用・販売に関しては、断熱性能表示ラベルの活用を努めること

<工場・事業場関係>

- 平成20年5月に成立した改正省エネ法(平成21年4月1日施行)の事業者単位でのエネルギー管理などへ速やかに対応することができるよう努めること。

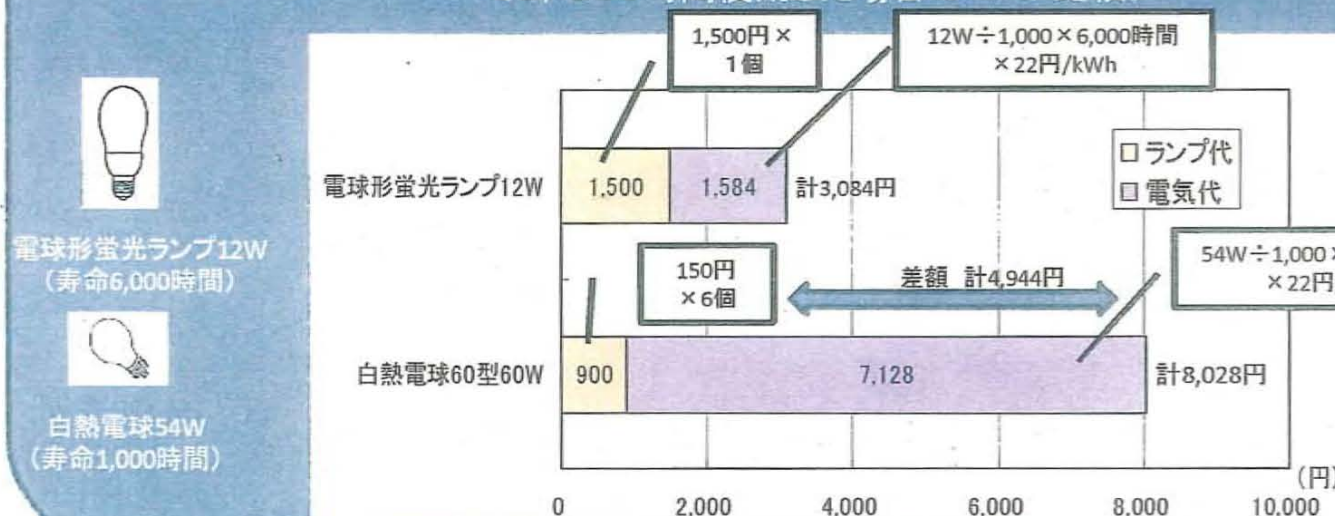
など

<事例紹介>

○電球形蛍光灯のメリット

初期コストは高くても、長い目で見ればお得！！

<6,000時間使用した場合のコスト比較>



電球形蛍光灯



※白熱電球150円、
電球形蛍光灯1500円
として計算した場合。